

市政懇談会(周布公民館)における意見等の概要

実施日時：平成28年8月9日(火)19:30～20:32

参加者：83名(市民 66名、職員 17名)

※「対応状況・今後の方針」の記載内容は、
市政懇談会開催日時点のものであります。

No	質問内容	お答え(概要)	対応状況・今後の方針	担当部署
1	<p>・以前は自治会名が大新出であったが、現在は吉田中となっている。前自治会長の時代から市からの通達等では、この名称に変わっている。年配の方は、以前の自治会名に慣れ親しんでいる。変更になった経緯について伺いたい。また、以前の自治会名にしてもらいたい。</p>	<p>【市民安全部長】 ・所定の手続きを踏まえうえで町内名の変更を行っていると思いますが、詳しいことについては持ち帰って調査を行い、後日回答します。 また、以前の町内名に戻すことは可能ですが、手続きが必要です。行政が勝手に決めるものではないので、地元自治会にて相談して、所定の手続きをしてください。</p>	<p>・市が保存している資料では、平成2年の時点で吉田中の名称を使用していることが確認できました。自治会名が変更になった経緯や時期については不明ですが、市が独自に自治会名を変更することはありませんので、自治会の会則(規約)等をご確認ください。 会則(規約)に記載されている名称が吉田中である場合は、自治会内で協議していただき、会則(規約)を変更の上、自治会名変更の手続きをお願いします。会則に記載されている名称が大新出であれば、自治会名変更の手続きのみをお願いします。 なお、手続きにつきましては、東予総合支所総務課にお越しください。</p>	<p>・市民安全部 ・東予総合支所</p>
2	<p>・東予高校正門前の産業道路の交差点の横断歩道に、信号機をつけてはどうか。(洋服の青山のところ)</p>	<p>【市民安全部長】 ・信号機の設置は警察が行っています。通行量や前後の信号機の間隔とか、最寄りの交差点に信号機が設置されているかどうか等、様々な基準があります。警察に対して市からも要望しますが、まず現地確認をします。</p>	<p>・学校関係の意向について、東予東中と東予高校に照会しましたが、産業道路を横断する場合は、ここではなく、東予総合支所南側か、パルティ・フジ東予店南側の信号機を利用するように指導しているとのこと。ただ、東予高校からは、近年前面道路の交通量が多くなり、時間帯によっては横断歩道の利用が難しくなっていることから、信号機が付けば有難いとの意見があるとの情報を得ています。 なお、西条西警察署交通課によると、「この交差点を横断する交通量(車両数)が極めて少ないことに加えて、総合支所前とパルティフジ東予店前信号機の間位置に当たることから、産業道路の渋滞防止という観点からも、新たな信号機設置の必要性は低い。」との回答でした。</p>	<p>・市民安全部</p>

市政懇談会(周布公民館)における意見等の概要

実施日時：平成28年8月9日(火)19:30～20:32

参加者：83名(市民 66名、職員 17名)

※「対応状況・今後の方針」の記載内容は、
市政懇談会開催日時点のものであります。

No	質問内容	お答え(概要)	対応状況・今後の方針	担当部署
3	<p>・東予運動公園プールで使用できる浮き輪や使用方法について、基準が厳しいと思うので緩和してはどうか。</p>	<p>【保健福祉部長】 ・周囲に迷惑をかけない使用方法を決めていると思います。どのような基準がどのように決められているかも含めて、後日回答します。</p>	<p>【対応の状況】 ・平成28年度現在、プール内に持ち込みできる浮き輪の基準は、直径100cm以下でドーナツ状のもの及び、両足を入れるタイプのもののみとしています。 また、利用方法として、中央部に胴体または両足を入れ、本体を手で保持するようお願いしています。 持ち込みできる浮き輪の基準は、他者との接触による事故の予防及び、溺水者が浮き輪の影に入り発見が遅れることを予防する目的から、利用方法の基準は、浮き輪の上に座る等することで、安定感を失い転覆し溺れるという事例も多くあるため、安全性を確立する目的で取り決めていきます。 【今後の方針】 ・プールの管理運営は警備業者に委託しており、今後も安全第一での運営を義務付けていきます。 プールは体育施設の中で一番事故が多く、また事故が起きた場合、重症例が多いため、可能な限り安全性が確保できる利用基準を検討し、設定します。 プール利用者は0歳から、高齢者まで幅広い年齢層で構成され、一日の来場者数が1,500人を超える日もあり、その中には、浮き輪がないと溺れそうな幼児、児童が自身の身長より深いプールで遊泳しております。 これらの利用者を30名弱の監視員が常時見張っていますが、利用者の皆さまの協力がなければ、安全なプール運営が困難となりますので、ご理解ご協力をお願いします。</p>	<p>・保健福祉部</p>
4	<p>・放置車両についての対応を以前に聞いたが、その後何の進展もないので、今どのような状況か伺いたい。</p>	<p>【建設部技監】 ・鴨之窪の放置車両の件だと思いますが、この件については、本庁建設道路課と支所建設管理課と西条西警察署の3者にて現在も協議中です。車両については所有権があるので、行政としても勝手に処分ができません。どのような方法が取れるのか検討していますので、もうしばらくお待ちください。</p>	<p>・当日の懇談会においても回答している通り、警察や弁護士とも協議を行ってきましたが、現時点では処分方法が見つかっていない状況です。 ・引き続き、どのような方法が取れるのか検討します。 ※平成28年8月10日に自治会長へ連絡済み。</p>	<p>・建設部 ・東予総合支所</p>